８生都管第２７１号
令和８年６月４日

公益財団法人大谷美術館
大谷　光陽子　様

東京都知事
小池　百合子

税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第一号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。
令和８年７月３日から令和13年７月２日まで